

土地区画整理法第76条第1項の許可申請手続きについて

1、土地区画整理法第76条とは

土地区画整理事業の施行地区内で建築行為等を行う場合は土地区画整理法第76条第1項にもとづき、市へ許可申請を行う必要があります。

■土地区画整理法 第七十六条（建築行為等の制限）

次に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社）が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

一 省略

二 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第二十一条第三項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

三～五 省略

2 都道府県知事等は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。

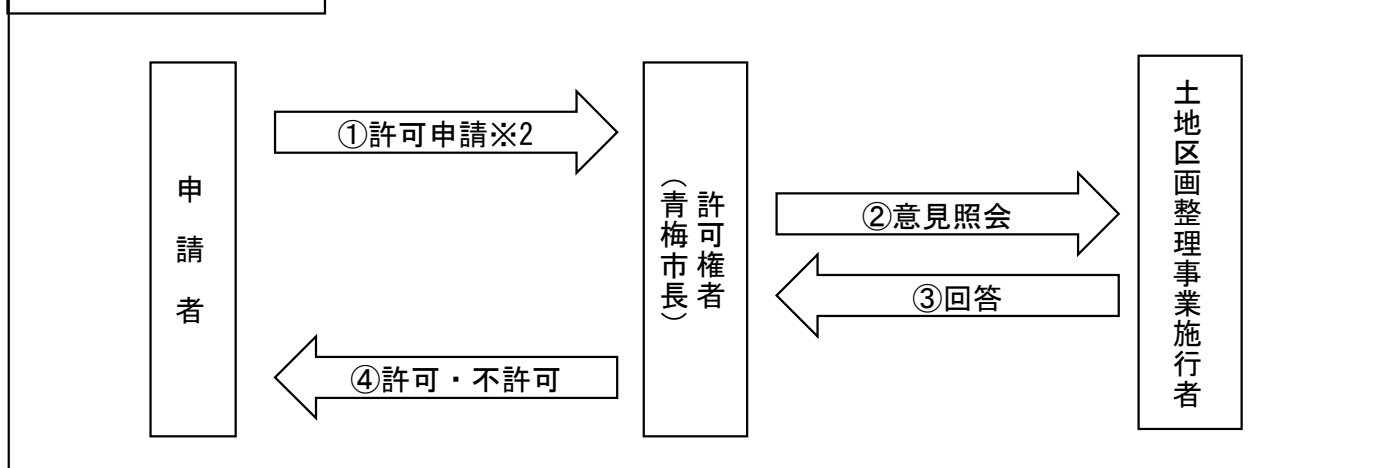
3 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 省略

5 省略

2、手続きの流れ

手続きフロー図※1



①申請者が許可権者（青梅市長）へ「許可申請書書」（様式1）を提出（提出先は拠点整備課）。

②許可権者が施行者（土地区画整理事業施行者）へ意見照会を実施。

③施行者が市へ回答。

④許可権者（青梅市長）が施行者の回答を踏まえて申請者へ許可・不許可を交付。

※1 許可申請の提出から手続きの完了（①～④）まで14日程度掛かります。

※2 許可権者へ申請をされる前に施行者と事前協議を行うことを推奨しております。

許可申請書 添付書類一覧

添付書類	提出部数
(1) 案内図（建築行為等を行う場所を表示） (2) 仮換地明細図（仮換地における行為の場合） (3) 配置図（縮尺、方位、敷地に接する道路の位置、敷地境界線、敷地内における建築物等の位置を表示） (4) 詳細図（縮尺、方位、構造、規模、材質、高さ等を、平面図、立面図、断面図等により表示） (5) 委任状（土地区画整理法第76条に関する委任が明記し、代理人が提出する場合に添付） (6) その他必要と認める書類	正副2部